



29原機(も)296
平成29年10月27日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研
高速炉研究開発部門 高速増殖原
所 長 安部 智
原子力防災管理者

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の施行に伴う運用について(報告)

標記については、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の一部改正(以下「改正通報規則」という。)及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の一部改正(以下「改正業務計画命令」という。)が平成29年10月30日より施行されますが、原子力事業者防災業務計画修正(以下「業務計画」という。)に係る協議中につき、法令遵守の観点から、下記のとおり運用を開始いたしますので御連絡申し上げます。

記

1. 改正通報規則及び改正業務計画命令による原子力防災業務実施の運用開始時期
平成29年10月30日(月) 午前0時から
2. 対象となる原子力事業所
高速増殖原型炉もんじゅ
3. 改正業務計画命令施行日から業務計画届出までの間の運用方法
原子力災害対策指針に定める警戒事象及び改正通報規則に定める特定事象を踏まえたEAL、改正業務計画命令第2条第2項に係る事項について、添付資料のとおり修正協議中の業務計画に記載している対応を実施する。
4. 業務計画修正に係る対応状況
 - (1) 関係自治体等との修正協議状況
所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と、平成29年10月13日より、修正協議を開始し、協議中である。
 - (2) 修正届出対応
関係自治体等との修正協議が完了し、修正届出に係る手続きが完了次第、速やかに届出書を提出する。

<添付資料>

高速増殖原型炉もんじゅにおける暫定運用内容について

以上

高速増殖原型炉もんじゅにおける暫定運用内容について

目 次

1. 改正通報規則を踏まえた暫定運用内容（緊急時活動レベル）	
1) 原子力災害対策指針に基づく警戒事象	1
2) 原災法第10条第1項に基づく特定事象	3
3) 原災法第15条第1項に関する緊急事態事象	9
4) 通報・連絡様式	13
2. 改正業務計画命令を踏まえた暫定運用内容（主要な施設等の設置場所）	
1) 緊急時対策所	21
2) 原子力事業所災害対策支援拠点	21
3) 原子力施設事態即応センター	21

1. 改正通報規則を踏まえた暫定運用内容（緊急時活動レベル）

1) 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

別表3-1-26 原子力災害対策指針に基づく警戒事象（1/2）

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明(注)
冷やす	AL26	＜全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）＞ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。	<ul style="list-style-type: none"> 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器、又は予備変圧器のどれか一つになった場合。 「外部電源」とは、電力系統からの電力を所内非常用高圧母線へ供給する設備をいう。
	AL30	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済燃料貯蔵槽」とは、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池をいう。 炉外燃料貯蔵槽については、炉外燃料貯蔵槽冷却系による強制循環除熱が全て喪失した場合をいう。 燃料池については、液位が漏えい等によりNWL-500mm以下に低下し、50日以内に液位が復帰しない場合をいう。
閉じ込める	AL42	＜単一障壁の喪失又は喪失の可能性＞ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 「燃料被覆管障壁の喪失」とは、遅発中性子法破損燃料検出装置による安全保護系の設定値に相当する信号が1グループ当たり2チャンネル以上検出される場合をいう。 「原子炉冷却系障壁の喪失」とは、原子炉冷却材の漏えいによる安全保護系の設定値に相当する信号が2チャンネル以上検出される場合をいう。
その他警戒	AL51	＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子炉制御室その他の箇所」とは中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤の設置場所をいう。 「原子炉制御室その他の箇所」が放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止盤での操作が容易にできなくなるおそれがある状況をいう。ただし、作業等のため一時的に中央制御室の循環が悪化した場合を除く。
	AL52	＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が発生した場合において、「①中央制御室からもんじゅ内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策所からもんじゅ外へ通信する手段」のいずれかが、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。 「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか一つの手段のみとなった場合をいう。

別表 3-1-26 原子力災害対策指針に基づく警戒事象（2/2）

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説明 ^(注)
その他警戒	AL53	<p><重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器のうち使用できる系統又は機器が1系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。
その他	—	<p><地震発生（震度6弱以上）> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき</p>	<p>・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】</p>
	—	<p><大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき</p>	<p>・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】</p>
	—	<p><オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき</p>	<p>・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき</p>
	—	<p><原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき</p>	<p>・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。</p>

2) 原災法第10条第1項に基づく特定事象

別表3-1-27 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL (1/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明 ^(注)
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令 第4条 第4項 第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（5マイクロシーベルト/時以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒モニタ ・格納容器内高レンジエリアモニタ ・燃料出入設備通路エリアモニタ ・燃料池エリアモニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のもとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1. (1) 又は (2) に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1. (1) の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。</p> <p>①モニタリングポスト1, 2, 3, 4</p> <p>・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時（1マイクロシーベルト/時）以上を検出」とは、単位時間（2分以内のものとして「1分」とする）ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時（1マイクロシーベルト/時）以上のときをいう。</p> <p>・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。</p> <p>・「原因を直ちに原子力規制委員会へ報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。</p> <p>・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。</p> <p>・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、GE01にも該当する。</p> <p>この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE02	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<p>・「排気筒その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。</p> <p>①排気筒ガスモニタ（スタックモニタ室（A））</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、排気筒にて測定される計数率で判断する。</p> <p>・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE03	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<p>・「排水口その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。</p> <p>①排水モニタ（排水モニタ室）</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、排水口にて測定される計数率で判断する。</p> <p>・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>

別表 3-1-27 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (2/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令 第 4 条 第 4 項 第 3 号 (イ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。)外の場所(政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 50 マイクロシーベルト/時以上の放射線量(10 分間以上継続して検出する。)</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「50 マイクロシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50 マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。
	SE05	政令 第 4 条 第 4 項 第 3 号 (ロ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。)外の場所(政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第 6 条第 2 項で定める基準以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として 5 マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき

別表 3-1-27 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (3/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明 (注)
放射線量・放射性物質放出	SE06	規則 第 7 条 第 1 項 第 2 号	<p><施設内 (原子炉外) 臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が蓋然性が高い状態にあること。</p>	<p>・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生が蓋然性が高い状態」とは、新燃料又は使用済燃料の管理において、所在管理又はラック等の形状管理ができなくなり、臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。</p>
冷やす	SE21	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハー (1)	<p><原子炉冷却材漏えいによる 非常用炉心冷却装置作動> 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<p>・「原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を越える原子炉冷却材の漏えいが発生する」とは、漏えい率が 50t/h を上回るナトリウム漏えいが発生する場合をいう。</p>
	SE23	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハー (2)	<p><残留熱除去機能の喪失> 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>	<p>・「主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する」とは、原子炉トリップ後の残留熱除去機能において、補助冷却設備の強制循環による除熱機能が全て喪失した場合をいう。</p>
	SE26	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハー (3)	<p><全交流電源の 5 分以上喪失 (旧基準炉)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。</p>	<p>・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となることをいう。</p>
	SE27	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハー (4)	<p><直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。</p>	<p>・「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、A,B,C 非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が 1 母線となった場合に、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器 (予備充電器を含む) のみとなった場合をいう。ただし、計画的な作業の場合は除く。</p>
	SE29	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハー (5)	<p><停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p>	<p>・原子炉の状態が「低温停止」において適用する。 ・「当該原子炉を冷却する全ての機能が喪失する」とは、原子炉停止中における崩壊熱除去運転中において、補助冷却設備の強制循環運転及び自然循環運転による崩壊熱除去運転、メンテナンス冷却系による崩壊熱除去運転の全ての除熱運転機能が喪失した場合をいう。 ・長期停止であって、崩壊熱が原子炉容器の放散熱を下回っている状態では、上記の場合に加えてナトリウムレベルが $EsL^{*1} (NsL^{*2}-4280mm)$ 以下となり自然放熱が期待できないおそれがある場合をいう。</p>

*1: EsL : エマージェンシ・レベル

*2: NsL : 原子炉容器通常冷却材液位

別表 3-1-27 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (4/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明 (注)
冷やす	SE30	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハー(6)	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと 又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できていない」とは、以下の場合をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① 炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位がナトリウム漏えい等により低下し、燃料集合体の発熱部上端である EL32.465m まで低下した場合をいう。 ② 炉外燃料貯蔵槽の炉外燃料貯蔵槽冷却系による強制循環除熱機能が全て喪失した状態において、自然循環除熱機能が 1 系統喪失した場合をいう。 ③ 燃料池の水位が漏えい等により低下し、燃料移送機グリッパ上限位置 EL38.6m まで低下した場合をいう。 ・「液位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって液面若しくは水面の位置が確認できない場合をいう。
閉じ込める	SE41	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハー(10)	<p><格納容器健全性喪失のおそれ> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の状態が「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 ・「一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される」とは、漏えい率が 50t/h を上回る原子炉冷却材漏えいが発生した場合をいう。
	SE42	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハー(11)	<p><2つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 ・「燃料被覆管障壁の喪失」とは、遅発中性子法破損燃料検出装置による安全保護系の設定値に相当する信号が 1 ループ当たり 2 チャンネル以上検出される場合をいう。 ・「原子炉冷却系障壁の喪失」とは、原子炉冷却材の漏えいによる安全保護系の設定値に相当する信号が 2 チャンネル以上検出される場合をいう。 ・「原子炉格納容器障壁の喪失」とは、格納容器隔離信号が動作した場合において、隔離弁のいずれか 1 系列以上の全弁が自動及び手動で閉止できない、又は隔離弁の閉止が成功した以降も直接放出経路がある場合をいう。
その他脅威	SE51	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハー(7)	<p><原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉制御室の環境が悪化」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が中央制御室の操作盤で操作できない状態をいう。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した状況が進行中である場合若しくは燃料池に関する異常が発生した場合をいう。 ・「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、主に原子炉を制御する盤又は原子炉以外の原子炉施設を制御する盤のどちらかの制御盤において、表示等の消灯並びに指示計及び記録計の動作停止が起きたこと、又は警報が消灯したことにより、その制御盤が使用できない場合をいう。

別表 3-1-27 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (5/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明 (注)
その他脅威	SE52	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハ- (8)	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が発生した場合において、公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。
	SE53	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハ- (9)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、安全機器等の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなることをいう。
	SE55	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 ハ- (12)	<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「防護措置の一部の実施」とは、PAZ 内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。
事業所外運搬	XSE61	政令 第 4 条 第 4 項 第 4 号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 100 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーバイメータ
	XSE62	省令 第 3 条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第 3 条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サーバイメータ

別表 3-1-27 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (6/6)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明 ^(注)
事業所外運搬	XSE63	政令第 4 条 第 4 項 第 6 号	<p><事業所外運搬の特定事象にかかる 原子力緊急事態事象の発生></p> <p>原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第 6 条第 4 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事象。</p>	<p>・この基準は、XGE61～XGE62 の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第 10 条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。</p>

(※)「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表 3-1-28 に示す。

本別表における法、政令、省令及び規則は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

(注)「もんじゅ」特有の EAL については、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

3) 原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

別表3-3-33 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL (1/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明 ^(注)
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。</p> <p>ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①モニタリングポスト1, 2, 3, 4 ・「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。 ・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第6条第4項第1号 規則第12条	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02に準ずる。
	GE03	政令第6条第4項第1号 規則第12条	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03に準ずる。
	GE04	政令第6条第3項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 5ミリシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)</p> <p>なお、測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「5ミリシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。

別表3-3-33 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL (2/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明 ^(注)
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。</p> <p>・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</p> <p>・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは以下の①及び②をいう。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</p>
	GE06	政令第6条第4項第3号	<p>＜施設内(原子炉外) 臨界事故＞</p> <p>原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。</p>	<p>・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。</p>
止める	GE11	規則第14条表中ハ一(1)	<p>＜原子炉停止の失敗又は停止確認不能＞</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除く。)により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>・「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のパラメータが原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。</p> <p>・「制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除く。)により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。」とは、原子炉の運転中において、原子炉の非常停止が必要な場合に、以下のいずれの制御棒動作によっても制御棒が挿入されない場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 原子炉自動トリップ(主炉停止系、後備炉停止系) 2) 原子炉手動トリップ 3) 原子炉トリップ遮断器の手動開放による原子炉トリップ 4) 制御棒駆動機構による制御棒挿入

別表3-3-33 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL (3/4)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明 ^(注)
冷やす	GE23	規則第14条表中ハ- (2)	<全ての冷却機能の喪失> 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	・「原子炉を冷却する全ての機能が喪失」とは、原子炉トリップ後の残留熱除去機能において、補助冷却設備の強制循環及び自然循環モードによる除熱機能が喪失し、さらにメンテナンス冷却系による除熱機能が喪失した場合をいう。
	GE26	規則第14条表中ハ- (4)	<全交流電源の30分以上喪失(旧基準炉)> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	・「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となったことをいう。
	GE27	規則第14条表中ハ- (5)	<全直流電源の5分以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	・「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、A, B, C 非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったことをいう。
	GE28	規則第14条表中ハ- (6)	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。	・原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 ・「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度」とは、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率及び原子炉容器出口ナトリウム温度が基準値以上となった場合をいう。
	GE29	規則第14条表中ハ- (7)	<停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。	・原子炉の状態が「低温停止」において適用する。 ・「原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象」とは、原子炉容器液面計がスケールダウン(計測下限値: NsL ^{*1} -4350mm)し、1次メンテナンス冷却系吸込配管位置(NsL ^{*1} -6280mm)まで低下(1次メンテナンス冷却系のナトリウム流動停止)した場合をいう。
	GE30	規則第14条表中ハ- (8)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	・「使用済燃料貯蔵槽」とは、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池をいう。 ・炉外燃料貯蔵槽の炉外燃料貯蔵槽冷却系による強制循環除熱機能が全て喪失した状態において、自然循環除熱機能が2系統以上喪失した場合をいう。 ・燃料池の水位が漏えい等により低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう。
閉じ込める	GE41	規則第14条表中ハ- (3)	<格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	・「当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度」とは、以下をいう。 ①最高使用圧力は、49kPa(gage) ②最高使用温度は、150℃

※1: N s L : 原子炉容器通常冷却材液位

別表3-3-33 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL (4/4)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明(注)
閉じ込める	GE42	規則第14条表中ハ- (10)	<2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の状態が、「起動」、「運転」及び「停止」において適用する。 「燃料被覆管障壁の喪失」とは、遅発中性子法破損燃料検出装置による安全保護系の設定値に相当する信号が1ループ当たり2チャンネル以上検出される場合をいう。 「原子炉冷却系障壁の喪失」とは、原子炉冷却材の漏えいによる安全保護系の設定値に相当する信号が2チャンネル以上検出される場合をいう。 「原子炉格納容器障壁の喪失」とは、格納容器隔離信号が動作した場合において、隔離弁のいずれか1系列以上の全弁が自動及び手で閉止できない、又は隔離弁の閉止が成功した以降も直接放出経路がある場合をいう。
	その他脅威	GE51	規則第14条表中ハ- (9)	<原子炉制御室の機能喪失・警報喪失> 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
GE55		規則第14条表中ハ- (11)	<住民の避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE61	政令第6条第3項第3号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10ミリシーベルト/時以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> 計測器等 <ul style="list-style-type: none"> ガンマ線測定用サーベイメータ 事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。
	XGE62	省令第4条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 事業所外運搬の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令第4条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	<ul style="list-style-type: none"> 計測器等 <ul style="list-style-type: none"> 表面汚染密度サーベイメータ 事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。

本別表における法、政令、省令及び規則は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

(注)「もんじゅ」特有のEALについては、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

4) 通報・連絡様式

様式3-1-7 警戒事態該当事象発生連絡様式

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名
連絡先

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所		
警戒事態該当事象の発生箇所		
警戒事態該当事象の発生時刻		(24時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL26 全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉) <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は昨日喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> - オンサイト総括による警戒本部設置の判断 <input type="checkbox"/> - 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、停止中、その他()) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり(cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり(最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式 3 - 1 - 8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
警戒事態該当事象 発生後の経過連絡	連絡者名 連絡先
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。	
原子力事業所の名称 及び場所	
警戒事態該当事象の 発生箇所 (注1)	
警戒事態該当事象の 発生時刻 (注1)	(24 時間表示)
警戒事態該当事象の 種類 (注1)	
発生事象と対応の概 要 (注2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3 - 1 - 9 特定事象発生通報様式 (原子炉施設)

特定事象発生通報 (原子炉施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

- 第 10 条事象発生
 第 15 条事象発生

通報者名
 連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所						
特定事象の発生箇所						
特定事象の発生時刻		(24 時間表示)				
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="1"> <tr> <th>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</th> <th>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * <input type="checkbox"/> SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置作動 <input type="checkbox"/> SE23 残留熱除去機能の喪失 <input type="checkbox"/> SE26 全交流電源の 5 分以上喪失 (旧基準炉) <input type="checkbox"/> SE27 直流電源の部分喪失 * <input type="checkbox"/> SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * <input type="checkbox"/> SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 <input type="checkbox"/> SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * <input type="checkbox"/> SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失の可能性 * <input type="checkbox"/> SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 <input type="checkbox"/> SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 <input type="checkbox"/> SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * <input type="checkbox"/> GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 * <input type="checkbox"/> GE23 全ての冷却機能の喪失 * <input type="checkbox"/> GE26 全交流電源の 30 分以上喪失 (旧基準炉) * <input type="checkbox"/> GE27 全直流電源の 5 分以上喪失 * <input type="checkbox"/> GE28 炉心損傷の検出 * <input type="checkbox"/> GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * <input type="checkbox"/> GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * <input type="checkbox"/> GE41 格納容器圧力の異常上昇 * <input type="checkbox"/> GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失の可能性 * <input type="checkbox"/> GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 * <input type="checkbox"/> GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準	<ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * <input type="checkbox"/> SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置作動 <input type="checkbox"/> SE23 残留熱除去機能の喪失 <input type="checkbox"/> SE26 全交流電源の 5 分以上喪失 (旧基準炉) <input type="checkbox"/> SE27 直流電源の部分喪失 * <input type="checkbox"/> SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * <input type="checkbox"/> SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 <input type="checkbox"/> SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * <input type="checkbox"/> SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失の可能性 * <input type="checkbox"/> SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 <input type="checkbox"/> SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 <input type="checkbox"/> SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</p>	<ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * <input type="checkbox"/> GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 * <input type="checkbox"/> GE23 全ての冷却機能の喪失 * <input type="checkbox"/> GE26 全交流電源の 30 分以上喪失 (旧基準炉) * <input type="checkbox"/> GE27 全直流電源の 5 分以上喪失 * <input type="checkbox"/> GE28 炉心損傷の検出 * <input type="checkbox"/> GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * <input type="checkbox"/> GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * <input type="checkbox"/> GE41 格納容器圧力の異常上昇 * <input type="checkbox"/> GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失の可能性 * <input type="checkbox"/> GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 * <input type="checkbox"/> GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準				
	<ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * <input type="checkbox"/> SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置作動 <input type="checkbox"/> SE23 残留熱除去機能の喪失 <input type="checkbox"/> SE26 全交流電源の 5 分以上喪失 (旧基準炉) <input type="checkbox"/> SE27 直流電源の部分喪失 * <input type="checkbox"/> SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * <input type="checkbox"/> SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 <input type="checkbox"/> SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * <input type="checkbox"/> SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失の可能性 * <input type="checkbox"/> SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 <input type="checkbox"/> SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 <input type="checkbox"/> SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * <input type="checkbox"/> SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 <p>(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)</p>	<ul style="list-style-type: none"> * <input type="checkbox"/> GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * <input type="checkbox"/> GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * <input type="checkbox"/> GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * <input type="checkbox"/> GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * <input type="checkbox"/> GE11 原子炉停止の失敗又は停止確認不能 * <input type="checkbox"/> GE23 全ての冷却機能の喪失 * <input type="checkbox"/> GE26 全交流電源の 30 分以上喪失 (旧基準炉) * <input type="checkbox"/> GE27 全直流電源の 5 分以上喪失 * <input type="checkbox"/> GE28 炉心損傷の検出 * <input type="checkbox"/> GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * <input type="checkbox"/> GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * <input type="checkbox"/> GE41 格納容器圧力の異常上昇 * <input type="checkbox"/> GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失の可能性 * <input type="checkbox"/> GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 * <input type="checkbox"/> GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 				
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()					
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、その他 ()) 発生後 (状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値 : nGy/h→ nGy/h、No.)					
その他特定事象の把握に参考となる情報						

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする

様式 3 - 1 - 1 0 特定事象発生通報様式（事業所外運搬）

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

通報者名

連絡先

第 1 0 条通報

第 1 0 条事象発生

第 1 5 条事象発生

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * <input type="checkbox"/> XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準 * <input type="checkbox"/> XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * <input type="checkbox"/> XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式 3-1-11 (1/2) 応急措置の概要連絡様式 (原子炉施設)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 25 条 報告

報告者名

連絡先

原子力災害特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2)	<p>(対応日時、対応の概要)</p> <p>※添付の有・無</p>
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式3-1-11 (2/2) 応急措置の概要連絡様式 (原子炉施設)

添付

応急措置の概要 (原子炉施設)

1. プラントの状況 (確認時刻: 月 日 時 分)			
原子炉出力 (中性子束)	%	外部電源受電	有 ・ 無
原子炉液位	mm	非常用交流発電受電	有 ・ 無 ・ 不要
1次冷却材温度	℃	制御棒状態	
2次冷却材温度	℃	格納容器圧力	kPa(gage)
炉心損傷		有 ・ 無	
格納容器最高使用圧力		未満 ・ 以上 ・ 2倍以上	
2. 放射性物質放出見通し (評価時刻: 月 日 時 分)			
放出開始予測時刻	月 日 時 分頃		
特記事項			
3. 放射性物質放出状況 (放出有りの場合に記載) (評価時刻: 月 日 時 分)			
放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ (地上高)	m
放出実績評価	評価時点での放出率		評価時刻までの放出量
希ガス		Bq/h	Bq
ヨウ素		Bq/h	Bq
その他(核種:)		Bq/h	Bq
4. モニタ・気象情報 (確認時刻: 月 日 時 分)			
排気筒モニタ	格納容器(主排気筒)		cps cpm
			補助建物
			cps cpm
モニタポスト	名称	No.1	No.2
	nGy/h		
気象情報	天候		風向
	風速		m/s
5. その他			

様式 3-1-12 (1/2) 応急措置の概要連絡様式 (事業所外運搬)

応急措置の概要 (事業所外運搬)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名
連絡先

原子力災害特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3-1-12 (2/2) 応急措置の概要連絡様式 (事業所外運搬)

添付

応急措置の概要 (輸送容器状況)

1. 輸送容器状況		(確認時刻: 月 日 時 分)			
事故発生時の状況	輸送物		使用容器		
	出発地		到着予定地		
	輸送手段		/	/	
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・ 無・不明	爆発の有無	有・可能性有・ 無・不明	
	漏えいの有無	有・可能性有・ 無・不明	/	/	
	特記事項				
2. 放射線量状況		(確認時刻: 月 日 時 分)			
距離・場所					
μSv/h					
3. 放射性物質放出状況等 (放出、漏えい有りの場合に記載)		(確認時刻: 月 日 時 分)			
放出, 漏えい 開始時刻	月 日 時 分頃	放出, 漏えい 停止時刻	月 日 時 分頃		
放出, 漏えい 箇所					
4. その他					

2. 改正業務計画命令を踏まえた暫定運用内容（主要な施設等の設置場所）

1) 緊急時対策所

- ・高速増殖原型炉もんじゅ内

2) 原子力事業所災害対策支援拠点

- ・原子力機構敦賀事業本部事務所
- ・原子力機構ひばりヶ丘体育館・グラウンド
- ・原子力機構ひばり寮
- ・原子力機構蘆川・敦賀寮
- ・原子力機構福井共生室
- ・原子力機構原子力緊急時・支援研修センター福井支所

3) 原子力施設事態即応センター

- ・原子力機構本部内

以 上